

障害者虐待防止研修 自治体職員コース

施設従事者による障害者虐待の通報受理から虐待の判断にかけての演習



山本係長

課長

石井係員

東西市障害者虐待防止センター

障害者虐待防止研修 自治体職員コース

施設従事者による障害者虐待の通報受理から虐待の判断にかけての演習です。
3時間を予定しています。

- (1)施設従事者虐待の演習に入る前に、面接ロールプレイ(2人1組)のペアを決めます。ペアが決まったら、1回目のロールプレイで目撃者になる人、2回目のロールプレイで目撃者になる人を決めてください。
- (2)最初に、1回目の目撃者役の人だけが動画1を見ます(2回目の目撃者役の人は会場から退室)。
- (3)次に、2回目の目撃者役の人だけが動画2を見ます(1回目の目撃者役の人は会場から退室)。

動画の視聴が終わったら、施設従事者虐待の演習を開始します。

障害者福祉施設従事者等の虐待通報を受理した場合の対応の流れを演習で体験し、実際の場面に活かしていただきたいと思います。東西市直営の障害者虐待防止センターの担当課長の視点から、通報受理後の対応をどうするか考えてください。

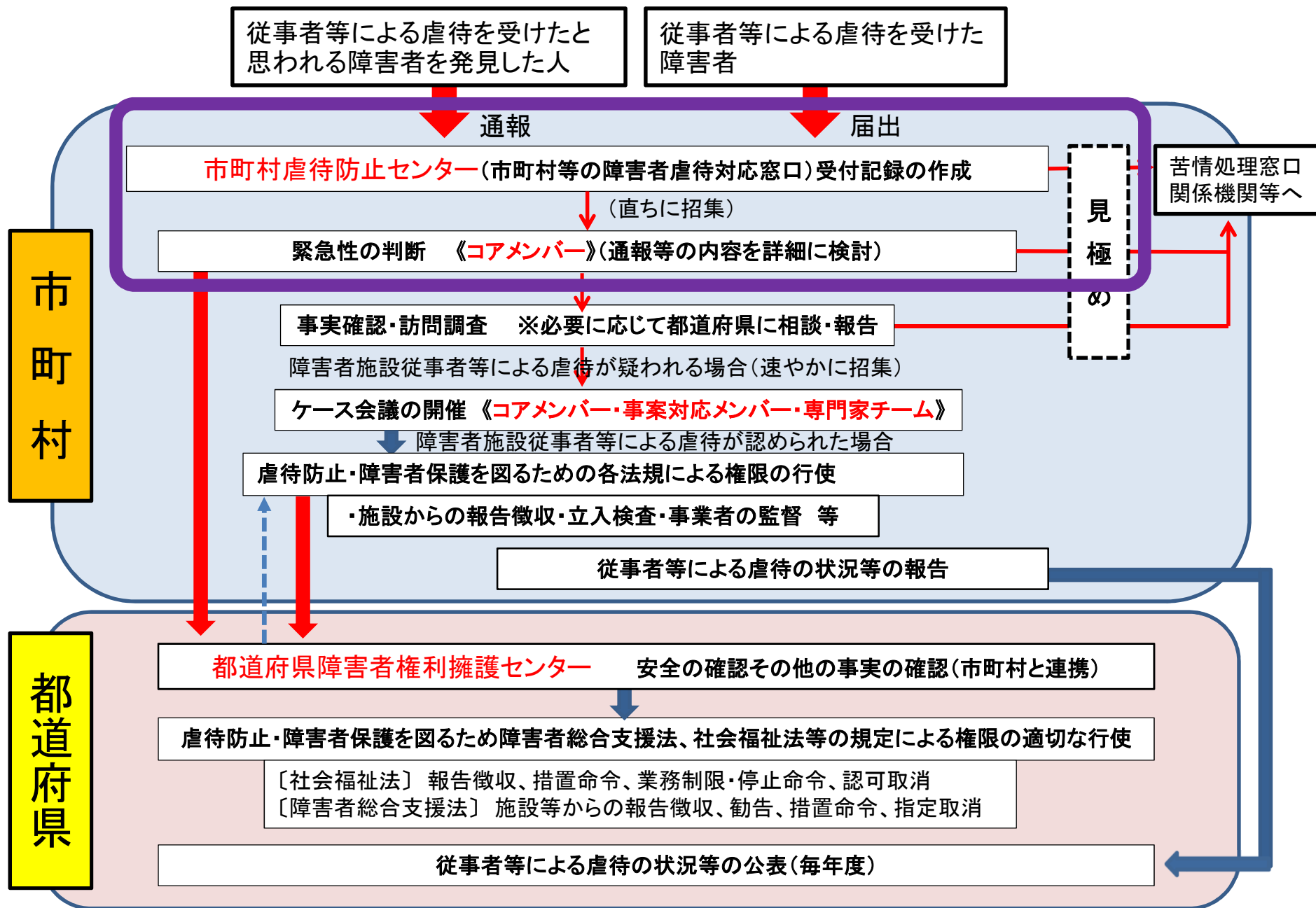
演習のグループの人数は、4～8人が適当です。

演習のグループ発表の後に、ファシリテーターから感想や意見をもらうといいでしょう。

はじめに、グループ毎に自己紹介をしてください。

通報場面の動画をご覧ください。

障害者施設従事者等による障害者虐待への対応(手引きP.107)



（グループ演習1）

電話を受けた石井係員が、通報内容に基づき、「（資料1） 相談・通報・届出受付票」を作成しました。

課長であるあなたは、すぐに初動対応の方針を決定しなくてはなりません。対応方針の打合せには、あなた（課長）と障害者虐待防止センター担当の山本係長、石井係員が集まりました。

あなたは、通報の内容から、緊急性の判断を行うには情報が不足しており、緊急性がないと判断できるまでは、緊急性ありの前提で初動対応を行うことが必要と判断しました。

至急、訪問調査を行い、情報収集して、事実を確認し、さらに対応方針を検討することとし、山本係長と石井係員に、通報者の生活介護事業所ほほえみ職員の太田さんに直接会って、職員の山田さんの行為について詳しく聞き取りをすることを指示しました。

通報者の太田さんからどのような聞き取りを行なうか、内容を整理してください。

(演習1:太田さんへの聞き取り内容の整理例)

(1)虐待を受けた障害者に関すること

氏名、年齢、障害種別、障害の状態、コミュニケーションの状況など

(2)虐待した職員に関すること

氏名、年齢、性別、職種、役職、勤務状況、日頃の支援の様子など

(3)虐待があったときの状況

虐待の具体的な行為、被虐待者の被害状況、日時、場所、目撃者の有無

(4)施設、事業所への報告

通報内容を施設、事業所に報告したか、報告した相手は誰か、報告を受けた者の対応

(5)その他必要な項目

障害者施設従事者等による障害者虐待への対応(手引きP.107)

従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

従事者等による虐待を受けた障害者

通報

届出

市町村虐待防止センター(市町村等の障害者虐待対応窓口)受付記録の作成

(直ちに招集)

緊急性の判断 《コアメンバー》(通報等の内容を詳細に検討)

事実確認・訪問調査 ※必要に応じて都道府県に相談・報告

障害者施設従事者等による虐待が疑われる場合(速やかに招集)

ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

↓ 障害者施設従事者等による虐待が認められた場合

虐待防止・障害者保護を図るための各法規による権限の行使

・施設からの報告徴収・立入検査・事業者の監督 等

従事者等による虐待の状況等の報告

見極め

苦情処理窓口
関係機関等へ

市
町
村

都
道
府
県

都道府県障害者権利擁護センター 安全の確認その他の事実の確認(市町村と連携)

虐待防止・障害者保護を図るため障害者総合支援法、社会福祉法等の規定による権限の適切な行使

〔社会福祉法〕 報告徴収、措置命令、業務制限・停止命令、認可取消
〔障害者総合支援法〕 施設等からの報告徴収、勧告、措置命令、指定取消

従事者等による虐待の状況等の公表(毎年度)

2. 市町村による事実の確認

(演習2:通報者の情報に基づく事実確認調査の計画)

聞取り記録1を配布

山本係長と石井係員は、太田さんからの聞き取り内容の記録「(聞取り記録1)太田雅子さん聞き取り内容」を作成し、課長に報告しました。

あなたは、山本係長と石井係員に、次の聞取りを指示しなくてはなりません。誰に、何を聞取りに行くか、グループで話し合って決めてください。

また、生活介護事業所ほほえみに対して、任意で金子さんに関する記録のコピーの提出を求めることにしました。何の記録の提出を求めるか、挙げてください。
(手引き・P.111～116)

(演習3:生活介護事業所ほほえみへの事前連絡)

課長は、「(聞取り記録1)太田雅子さん聞き取り内容」を元に、山本係長と石井係員に、生活介護事業所ほほえみの管理者・川村康之さん、目撃者の佐藤広美さん、虐待を受けたとされる金子勇治さん、金子さんを担当する相談支援専門員の斉藤幸平さんに、通報内容について事実確認調査に行くことを指示しました。この段階では、任意の調査のため、生活介護事業所ほほえみの協力が必要です。ほほえみの管理者に、通報者の秘密を守ることを前提に、事実確認調査のための訪問をどのように説明するか、次の項目に沿って考えてください。

「調査を行う際の留意事項(手引き・P.113)」

- ・訪問の目的について
- ・職務について
- ・調査事項について
- ・調査への協力について
- ・障害者の権利について

3. 聞き取り等の調査の方法

(演習4:目撃者とされる職員の佐藤さんへの聞き取り演習)

通報者であるほほえみの職員太田さんへの聞き取りから、職員の佐藤さんも、職員の山田さんが利用者の金子さんを押さえつけたところを見ていたという証言を得ています。

佐藤さんへの聞き取り面接のロールプレイをします。

演習開始前に決めた2人1組になって行ないます。

目撃者役1の人が、職員の佐藤さん役になります。もう一人が面接者役です。終わったら、役割を交代して面接を行います。

面接者役は、目撃者の佐藤さん役に自由再生質問、焦点化質問を中心に、動画の内容について聞き取りをしてください。

5分間面接のロールプレイをしたら、面接者役の人は、自分の質問が自由再生質問、焦点化質問、はい・いいえ質問が適切に行われていたか、誘導質問を行っていなかったか、目撃者役の人と話し合ってください。

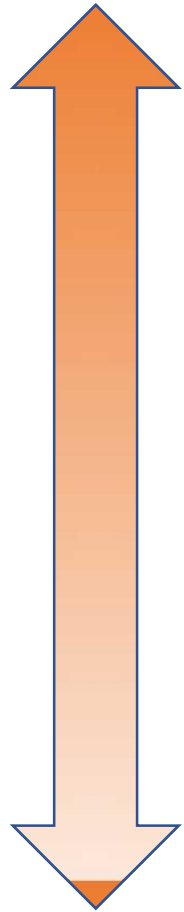
(手引き・P.114～115)

※聞き取り調査の目的は、客観的な事実を誘導せずに聞き取ることです。

相手の了解を得た上で、録音して記録を残します。

その場で職員を注意したり、責任を追及したりする場ではないので気をつけましょう。

より信頼のできる/自由度の高い



自由再生質問

(最初から最後まで、すべて話してください)

焦点化質問

(そこをもっと詳しく話してください)

選択式質問

(それはAですか、Bですか、それ以外ですか)

はいーいいえ質問

(それはAですか?)

誘導質問

(それはAですよね?)

より誘導的/自由度の低い

(科学警察研究所資料を参考に作成)

(演習5:職員の山田さんへの聞き取り調査の検討)

聞き取り記録2・3・4を配布

事実確認調査から、目撃者の佐藤広美さんの証言の他、「(聞き取り記録2)ほほえみ管理者川村康之さん聞き取り記録」、「(聞き取り記録3)利用者金子勇治さん聞き取り記録」、「(聞き取り記録4)相談支援専門員斉藤幸平さん聞き取り記録」が作成され報告されました。

これらを元に、虐待したとされる職員の山田隆司さんに対して、何を聞き取るか、項目を整理してください。

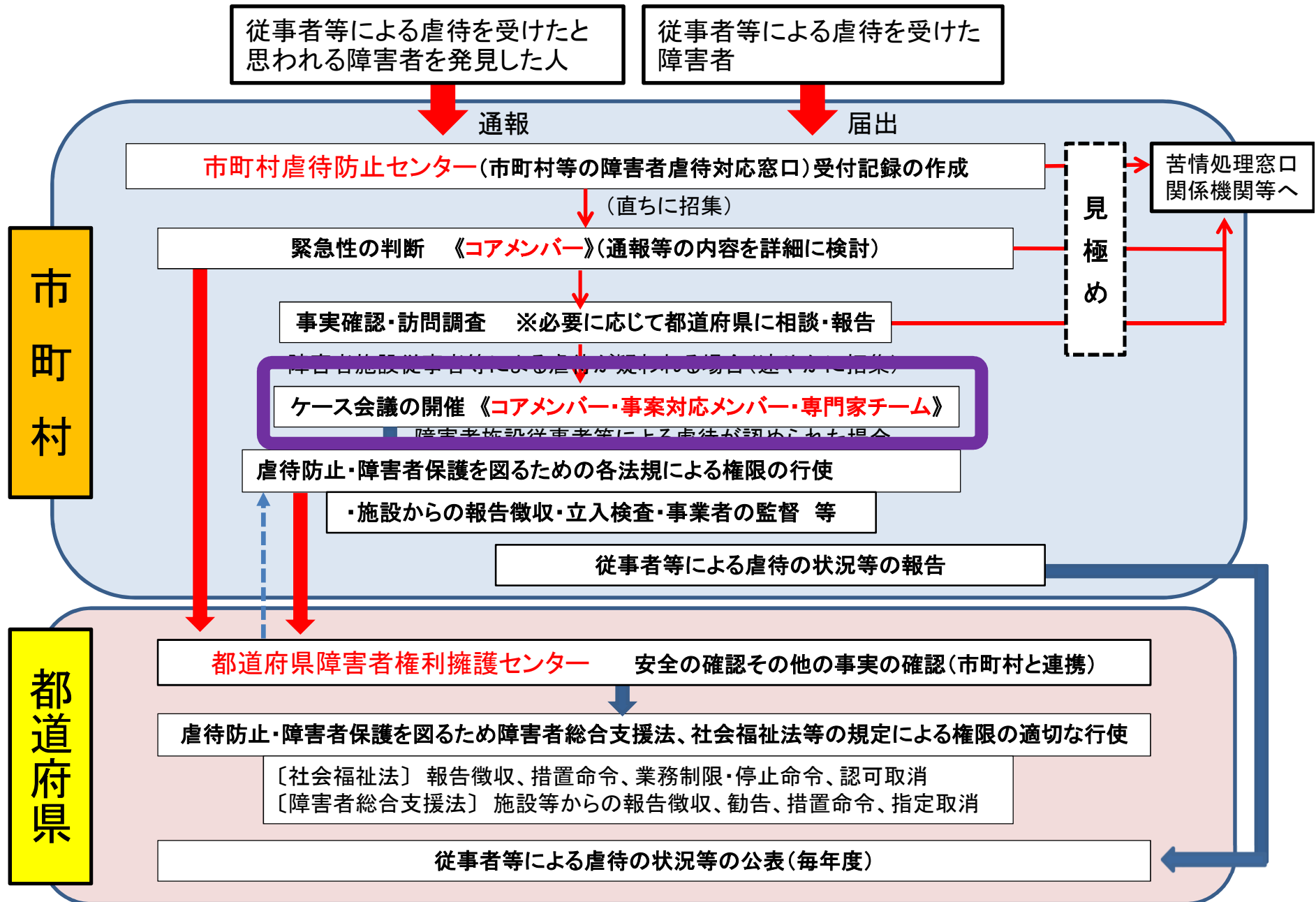
(演習6:記録の分析)

聞き取り記録5、資料2・3・4を配布

「(聞き取り記録5)サービス管理責任者山田隆司さん聞き取り記録」が作成され、報告されました。

生活介護事業所ほほえみから、任意で「(資料2)生活介護事業所ほほえみ金子勇治さん支援記録」、「(資料3)金子勇治さん個別支援計画」、「(資料4)生活介護事業所ほほえみ2023年1月勤務表」の提出を受けました。今回の虐待通報の事実確認に関連した内容の記録を把握することができるか分析してください。

障害者施設従事者等による障害者虐待への対応(手引きP.107)



4. 市町村から都道府県への報告 (演習7:都道府県への報告)

目撃者であるほほえみ職員の太田さん、川村さん、山田さん、利用者の金子さん、相談支援専門員の斉藤さんの聞き取り記録、金子さんの日々の支援記録、個別支援計画、勤務表の分析を含め、虐待と判断するかどうか、根拠を明確にしながらグループで検討してください。

利用者の金子さんが有する自閉スペクトラム症の障害特性や支援の方法に関する情報を収集しました(資料5)。判断の参考にしてください。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の判断について

「虐待と判断した場合、事業所や職員から異議を申し立てられる可能性があるため、虐待が疑われる職員が認めない限り慎重になってしまう」という声があります。

虐待が疑われる職員が認めないと、虐待の判断ができないわけではありません。客観的な事実を積み上げて、その上で適切に判断することが求められます。

虐待と判断して改善を求めることにより、事業所や職員に自覚を促し、支援を見直すきっかけを与えることができます。その結果として、利用者に対する支援の質の向上につなげることができます。

虐待と判断した上での行政対応は、行政指導にあたる指導・勧告と、行政処分にあたる命令・取消があります。どの対応が相当か、事案に応じて適切に決定します。